科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年 5月14日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2009 課題番号:19730036

研究課題名(和文) 管轄権行使の妥当基盤の再構成

研究課題名(英文) Reconsideration of the Basis and Ambit of the Exercise of Jurisdiction

研究代表者

竹内 真理 (TAKEUCHI MARI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号:00346404

研究成果の概要(和文):本研究では、刑事法分野における国家の域外管轄権行使の問題を歴史的及び理論的観点から分析し、国家の刑事管轄権行使が、国際法構造全体の中で果たしうる機能を明らかにした。具体的には、普遍主義、及び保護主義に基づく管轄権行使が、国際社会の共同体利益、及び国家の重要な利益を保護することを通じて、利益侵害が発生した領域国又は侵害行為者の国籍国の救済機能を補完する役割を果たしうることを明らかにした。

研究成果の概要(英文): This project aimed at analyzing the basis and ambit of the criminal jurisdiction in light of the theoretical as well as historical point of view, in order to clarify what function the exercise of jurisdiction assumes in international legal system. In particular, it addressed the jurisdictional principles such as universality and protective principle and worked out that the exercise of jurisdiction under these principles can serve to complement the function of providing a remedy for injury in a broad sense when primarily responsible jurisdictions (territoriality and nationality) are unable or unwilling to do so.

交付決定額

(金額単位:円)

			(金領甲位:円)
	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	500, 000	0	500, 000
2008年度	500, 000	150, 000	650, 000
2009年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	1, 500, 000	300, 000	1, 800, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・国際法学

キーワード:国家管轄権、域外適用、刑事管轄権、普遍主義、保護主義、強行規範、人権侵害

1. 研究開始当初の背景

管轄権理論は、個別の分野においては豊かな研究・実行の蓄積がある一方で、一般原則(管轄権の根拠や行使しうる範囲)については、依然として混沌とした状況にある。立法管轄権の限界を巡って議論が絶えないとされるゆえんである。このことは、例えば、逮捕状事件(国際司法裁判所、2002年)における裁判官の意見の分岐が示すように、国際法規則が明示に規律していない管轄権行使について、それを禁止規則と許容規則とのいずれに照らして検討すべきかについてすら、学説の一致が得られていないことに表れている。

このように議論が収斂しないままである一方で、グローバル化を背景として、一国が自国領域外の行為や現象について管轄を設定し、かつ現実に法を適用する事案が増大しつつあり、それらは時として関連する他国との軋轢を生じさせている。したがって、実務的な見地からも、このような軋轢を適切に処理し、法的対話を可能とするような理論が求められているといえよう。

2. 研究の目的

上のような問題状況にもかかわらず、内外の学説においては、個別分野における分析はあるものの、管轄権理論に対する体系的な取り組みはこれまでほとんどなされてきていない。そこで研究代表者は、管轄権を巡る混乱を解きほぐし、管轄権理論を体系化する試みの一環として、本研究課題の申請に至る前までに、刑事法分野の域外管轄権の根拠を巡って激しい議論の対立があった19世紀の理論状況を整理してきた。その結果、19世紀においては、国家が域外行為を規律すること自体は禁止されておらず国家の自由に委ねられる一方で、実際の法の適用に当たっては、行為が行われた領域国の主権が制約要因となってきたことが明らかになった。以上の知見は、管

轄権理論は、域外行為に対する規律管轄権が 包括的に許容されているか又は禁止されてい るかという観点からではなく、個別の権限行 使についてそれを制約する要因があるかとい う観点から再構成されるべきであることを示 している。

本研究課題の目的は、こうした知見を現代的な文脈の中で実証的に跡づけることにより、管轄権理論の体系化へ向けての基礎を構築することである。そのため、より具体的には、20世紀以降、管轄権行使の根拠として重要性を増すと共に、その一方で国際的な軋轢の原因ともなっている保護主義や普遍主義に基づく権限行使を取り上げて、学説・実行を丹念に整理するとともに、それらを国際法構造全体の中で再評価することを試みる。

3. 研究の方法

上の目的を達成するためには、個別の実行を検討することに加えて、それらを国際法構造の中に位置づけるための適切な理論を構築することが必要となる。そこで、以下のように理論面と実行面の両方につき検討を行った。

(1) 理論面の検討

管轄権を国際法構造の中に位置づけるためには、管轄権理論が国家責任理論とどのような関係に立つかを明らかにすることが必要となる。すなわち、保護主義や普遍主義などの主張の登場によって、管轄権行使の目的が利益の保護(国家の重要な利益、国際共同体の利益)に求められるようになると、同じく国際法平面において利益保護を図る制度である国家責任制度との関係が問題となる。両者は規律の対象を異にするため(個人/国家)、一見して関連がないようにも思われる。しかしながら、条約や慣習法によって領域国や被疑者の国籍国に一定の犯罪を訴追・処罰する

義務が課せられる傾向が増大しつつあり、この場合には、一つの侵害行為について、複数の管轄の主張と訴追・処罰の義務とが重複して存在することが想定される。以上を踏まえると、一方で、伝統的に主権の排他性から導かれることで他国の権限行使の制約要因となってきた領域国の管轄権の主張の性質が、かかる訴追・処罰の義務によりどのように変化したかを検討することが必要となる。他方で、こうした訴追・処罰の義務が主として領域国や被疑者の国籍国に課せられていることからすれば、それら以外の国家による権限行使が国際法構造の中でどのような機能を担うものとして位置づけられているかを検討することが必要となる。

(2) 実行面の検討

実行面を検討するにあたっては、特に保護主義と普遍主義に基づく権限行使を取り上げた。両者はいずれも、対象への支配を管轄権行使の根拠とする属地主義や属人主義とは対照的に、侵害された利益との関連を管轄権の根拠とするものであり、本研究の検討に当たって格好の素材を提供するものである。そこで、両者について歴史的展開を跡づけるとともに、国家実行を分析した。

①保護主義

保護主義については、20世紀初頭においても、かかる原則にもとづく権限行使が行為地国の主権に対する侵害であるという主張と、国家が本来的に有する自衛の権利の発現であるという主張とが激しく対立しており、管轄権理論の発展を妨げる一因となっていた。そこでこのような対立を、それぞれの正当化事由に即して丹念に跡づけることを試みることとした。

②普遍主義

普遍主義については、近年、重大な人権侵害に対してすべての国家が処罰の権限を有するという主張の下で、犯罪との直接の関連を欠く国家による権限行使が問題となっている。そこで、ジェノサイド、人道に対する罪、拷問などについて、これら国家(ドイツ、フランス、スペイン、ベルギー)による具体的な権限行使にあたっての判断基準を丹念に分析し、制約要因の有無を検討することとした。

4. 研究成果

以上の検討の結果、保護主義、普遍主義という個別の管轄権原則について、理論面と実 行面とを関連付けた成果を得ることができた。

(1) 保護主義

保護主義については、伝統的に保護主義の 行使対象とされてきた、国家の安全に対する 罪及び通貨偽造の罪を取り上げて、その歴史 的展開を跡づけると共に、20世紀初頭の法典 化作業の中での議論を整理した。その結果、 伝統的に制約要因となってきた行為地国の領 域主権侵害の抗弁が、20世紀初頭において 徐々にその基盤を掘り崩されるに至ったこと が明らかになった。その背景には、管轄権行 使の目的が権利の主張から利益の保護になる とともに、国家責任理論の登場により一国が 自国領域内での他国の利益に対して責任を負 う範囲が明確化したことで、被侵害国による 権限行使を領域国に対して正当化するための 基盤が整ったという法状況があった。このよ うな状況の中で、領域国が保護のための責任 を負わない範囲で、被侵害国が自国の利益を 保護するための管轄権を行使するものと把握 されるようになり、具体的な行使要件を模索 することが可能となった。

(2) 普遍主義

ないのである。

普遍主義については、ジェノサイド、人道 に対する罪、拷問の罪など、いわゆる重大な 人権侵害について、すべての国家の権限行使 を正当化する学説の多くは、その根拠を強行 規範の違反に求めている。しかしながら強行 規範の違反についてすべての国家の利益を 推定することができるとしても、具体的な管 轄権行使を正当化するためには、さらに主要 な関連国(犯罪行為地国及び被疑者の国籍 国)に対する正当化という視点が必要となる。 この点につき、主要な関連国の訴追・処罰 の義務という観点からは、強行規範の違反が 直ちに他の国の権利と呼応するような訴 追・処罰の義務を導くわけではない。敷衍す れば、重大な人権侵害に対して主要な関連国 による訴追・処罰が行われていないという事 実から直ちに、第三国による権限行使を正当 化する権利義務関係が設定されるわけでは

他方で、条約実践を通じて、重大な人権侵害については、自己恩赦法のようにあらゆる処罰・訴追を妨げる立法措置が訴追・処罰義務の違反を構成することが明確化されてきている。このような義務の明確化により、第三国の管轄権行使は、主要な関連国の訴追・処罰義務の不履行という事態への対処として、すなわち関連国の側の訴追の能力及び意思の欠如への対処として構成される限りにおいて、それら関連国に対する正当化(法的対話)の基盤を与えられることになる。

以上のように、本課題研究により、管轄権 行使を利益保護のための機能という観点から国際法構造の中に位置づける手がかりが 得られたと考えている。とりわけ、一定の利 益を保護するための管轄権行使は、主要な関 連国が自ら訴追・処罰を行って侵害行為に対 する救済を与える責任をそもそも負わない か、あるいは責任を負うとしてもその能力又 は意思を欠く場合に、それへの対処として捉 えることができる。とはいえ、本研究は管轄 権理論の体系化の基礎作業を行ったにすぎ ない。この成果をもとに、今後は包括的な体 系化作業を行っていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[学会発表](計1件)

(1) <u>竹内真理</u>、域外行為に対する管轄権行 使の国際法上の位置づけ、国際法学会春季 大会、2009 年 5 月 10 日、慶應大学

〔図書〕(計1件)

(1) 岡山大学法学会 (<u>竹内真理</u>)、有斐閣、法学と政治学の新たなる展開 岡山大学創立 60 周年記念論文集(「域外適用法理における保護主義の成立基盤」)、2010、247-275

6. 研究組織

(1)研究代表者

竹内 真理 (TAKEUCHI MARI) 岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准 教授

研究者番号:00346404